

平成27年1月30日

関係事業者各位

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室長
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室長

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律のスクリーニング評価・リスク評価に係る
有害性情報の提供依頼について（協力依頼）

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より国の化学物質管理関連の諸施策に対し、御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）では、全ての一般化学物質を対象にスクリーニング評価を行い、優先評価化学物質を指定した上で、それらの優先評価化学物質については段階的により詳細な情報を求め、効果的、効率的に、国がリスク評価を行うこととしています。国ではこれまでに、信頼性の定まった情報源を基に公知の情報を収集し、スクリーニング評価・リスク評価に活用してまいりました。より正確で丁寧な評価を実施するために、国による一般化学物質・優先評価化学物質の有害性情報の収集に加え、今後はこれらの化学物質を製造・輸入する事業者の皆様にも有害性情報の提供の御協力をお願いしたいと考えております。その上で、有害性情報が得られなかった物質については、国が設定したデフォルトの有害性クラスを適用するなどの対応を具体的に検討することとしています。（※参考）

つきましては、貴社で製造・輸入している化学物質（一般化学物質・優先評価化学物質）のうち別添1のリストに示す物質について、別紙に示す項目の有害性情報（試験結果、又は文献等の情報）を有しておられましたら、化審法のスクリーニング評価・リスク評価に活用させていただきたく、その情報を国に御提供くださいますよう御協力をお願い申し上げます。

なお、本年度は、昨年度から対象物質をさらに広げて有害性情報の提供のお願いを実施しておりますことを申し添えます。

御提供いただいた情報のうち貴社内での非公開の試験結果など公知でないものについては、取扱いに十分留意いたしますが、一定の信頼性を有する情報については、化審法のスクリーニング評価・リスク評価に活用させていただき予定です。その際、NOEC値やNOAEL値などリスク評価に必要な値については御提供いただいた情報を公開することとなりますので予め御了承ください。

是非、貴社におかれましても本件依頼の趣旨を御理解の上、積極的に有害性情報を御提供いただき、我が国化学産業の益々の発展と化学物質の安全な利用の更なる促進に向け御協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、貴社の益々の御発展を心よりお祈り申し上げます。

以上

（※参考）平成26年度スクリーニング評価の進め方及び評価結果（抜粋）[平成26年度第7回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会 平成26年度化学物質審議会第2回安全対策部会 第149回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会（平成26年11月28日）]

○一般化学物質の有害性情報等については、特に一定以上の暴露量があると考えられるものについて、事業者への情報提供の呼びかけにより収集された情報を活用し、信頼性を確認された情報をもとに、スクリーニング評価を進める。その上で、有害性情報が得られなかった物質については、デフォルトの有害性クラスを適用するなどの対応を具体的に検討する。